

令和3年度（2021年度）第2回八王子市男女共同参画施策推進会議 会議録（要旨）

日時 令和3年（2021年）10月15日（金） 午後6時～午後8時

形式 ウェブ会議及び書面

出席者 (順不同・敬称略)

江原 由美子	飯田 いずみ	細江 祐子
島崎 誠	野崎 忠行	清水 弘美
石川 茂子	伊藤 セツ	北山 信子

出席職員

市民活動推進部長 小山 等	男女共同参画課長 富澤 知恵子
---------------	-----------------

事務局

小峰 明美	佐宗 政明	神谷 義孝
村上 佳穂	瀧澤 里佳子	

公開・非公開の別 全ての議題について公開

傍聴人の人数 0人

資料

- (1) 令和3年度（2021年度）第1回八王子市男女共同参画施策推進会議質問事項一覧（資料1）
- (2) 令和2年度（2020年度）審議会・懇談会等の女性の委員・参加者の内訳（資料1-1）
- (3) 国におけるDV相談件数等の推移（資料1-2-1）
- (4) 市全体におけるDV相談件数等の推移（資料1-2-2）
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（資料1-3）
- (6) 「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版」体系図（資料2）
- (7) 令和2年度（2020年度）におけるめざす姿1の評価（案）（資料3）
- (8) 令和2年度（2020年度）におけるめざす姿2の評価（案）（資料4）
- (9) 令和2年度（2020年度）におけるめざす姿3の評価（案）（資料5）

次第

- 1 開会
- 2 市民活動推進部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019 改定版」の取組状況に対する所管課自己評価について
 - (2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019 改定版」に基づく令和2年度（2020年度）のめざす姿に対する評価について
- 4 閉会

議事

（1）「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019 改定版」の取組状況に対する所管課自己評価について

事務局より所管課自己評価の方法について説明した。以下、各参加者の意見を抜粋。

【参加者からの質問・意見】

参加者・・・所管課の自己評価方法は、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019 改定版」（以下、「プラン」という。）の計画期間である令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までにおいて、施策に対してどのくらい進捗しているかを評価するものであるとのことだが、毎年度の取組に対して評価をするのでないならば、毎年評価をする必要はないという考えもあるのではないかと。

事務局・・・今後、第4次計画を策定するにあたり、評価方法の参考に御意見をいただきたい。「施策に対して十分でない取組を明らかにする方法もある」との御意見もいただいている。「今とは異なる視点での評価方法があってもよいのではないかと」という御意見があれば、今後の参考にしたい。

参加者・・・基本的には事業に対する評価は、毎年度の取組に対してすべきではないかと。例えば、「施策が良好に進捗している」と評価するのではなく、「計画に対して着実に実行した」や「できなかった」と評価する方が、市民に対しても計画の進捗状況がわかりやすく伝わると思う。

参加者・・・この意見に賛成する。施策としては良好に進捗しているからといって、新型コロナウイルス感染症の影響下において取組を実施しなかったにもかかわらず、昨年度と同じ評価になるのは疑問を感じる。

参加者・・・毎年評価をするのも悪くはないと思う。しかし、社会情勢が異なれば、施策に対する取組として実施する事業が不適切となる場合もある。その時々社会情勢を加味して評価ができた方がよいのではないか。

事務局・・・これまで第3次計画は、施策に対してどのくらい進捗しているか評価する方法をとってきたので、途中で評価方法を変更することは難しい。第4次計画の策定時に向けて新しい評価方法を検討していく。

参加者・・・当該年度にどれだけ事業を実施したか評価する方法もあれば、計画に対してどれだけ進捗したか評価する方法もある。また、何らかの指標や数値目標を立てて、所管課の取組がどう貢献したかを見ていくのもよいと思う。毎年評価をすることの意味がわかるような評価方法に改善してほしい。

評価をすることは大事なことである。計画を立てても評価をしないのでは意味がない。良い計画と良い評価方法が確立されるとよい。

(2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版」に基づく令和2年度（2020年度）のめざす姿に対する評価について

各所管課の取組に対する意見等を聴取するにあたって、プラン体系図の「めざす姿」ごとに区切って議事を進めた。以下、各参加者の意見を抜粋。

【参加者からの質問・意見】

■ めざす姿1について

参加者・・・市の附属機関等における女性の参画率34.0%のうち、公募市民が2%とあるが、所管課が市民を公募する際にどんな分野で募集したのか知りたい。（資料1-1における34%の内訳については、左の円グラフに入れ込むか、帯グラフなどで表現するのが正しいのでは）

また、女性委員等の属性には、「公募市民」、「団体等推薦」及び「学識経験者」等以外に「その他」があるが、これが具体的に何かを説明してほしい。

事務局・・・男女共同参画課では、所管課が市民を公募する際にどんな分野で募集したのかは把握していない。

女性委員等の属性の「その他」の内訳は、青少年育成指導員と明るい選挙推進協議会の構成員である。

参加者・・・前回の会議において、「市の災害対策に、男性だけで考えた女性の視点を取り入れていないか」という議論がなされたが、事務局の資料3では女性が参画していくのかがはっ

きりわからない。まだ男性だけで考えた女性の視点を取り入れているのかもしれないと疑問が残る。

事務局・・・「災害対策の意思決定の場に女性が参画した上で女性の視点を取り入れる」ことを表現したつもりだった。わかりやすい表現に修正する。

参加者・・・「女性が参画して決定した、女性の視点からの避難所運営についての内容を取り入れた」という表現にしてはどうか。

参加者・・・市の防災会議には48名中11名しか女性がおらず、所管課である防災課では各団体に対して女性を委員に推薦するよう働きかけているとのことだが、どのような団体に働きかけているのか知りたい。青少年対策地区委員会や学校のPTAなど、女性が多く活躍している団体に働きかければ、女性の参画率が上昇するのではないかと思う。

事務局・・・市の防災会議を構成する団体は、警察、消防署、鉄道・バスなどの交通機関、ガス会社、電力会社、医師会及び商工会議所等であり、多岐にわたる。栄養士会、保育園協会及び助産師会も構成団体であり、これらには女性を委員に推薦していただいている。したがって、それ以外の団体に対して女性を委員に推薦するよう働きかけている。

参加者・・・災害時に女性が避難所を利用するにあたっては、着替えや授乳をする場所がないことが課題となっているが、市の防災会議に参画する女性が11名しかいないのでは意見を言いつらいのではないか。男女比を半々にすることは難しいかもしれないが、女性の参画率を最低でも34.0%にはしないといけないと思う。

事務局・・・防災会議だけではなく他の会議についても、女性の参画が少ないと女性が声を上げづらいということがあるかもしれない。男女共同参画課では市の附属機関等における女性の参画率を50%にすることを目指して、男女共同参画を進めるよう所管課へ働きかけている。しかし、市の附属機関等を構成する団体自体に女性が少ないこともある。団体に女性が加入するよう促していくのも、男女共同参画の視点からは必要だと思う。

参加者・・・市の防災会議の構成団体に介護を要する状態にある人や障害者といった特別な配慮を要する人の事情をよく知っている団体は入っていないのか。危機対応は逃げるということにも関連していて、一般の人とは違う事情を抱える人に対しても配慮のある地域防災計画を策定しなければならない。当事者、支援団体又は専門家が参画する必要があるのではないか。

事務局・・・市の防災会議の構成団体に特別な配慮を要する人の事情をよく知っている団体は入っていない。

参加者・・・東日本大震災では、障害のある人が避難所で受け入れてもらえなかった。障害のある人

や病気のある人のためだけの避難所などがあるのだろうか。やはり、当事者や支援団体が参画するべきだ。避難所には色々な事情を抱えた人が避難してくるので、それぞれに配慮できるよう多様な団体に防災会議を構成するのがよい。

参加者・・・市の附属機関等の委員等の改選時に事前協議が 26 件行われたとのことだが、女性の参画率が 50%に満たない附属機関等はどれくらいあったのか知りたい。また、男女共同参画課では、女性の参画率が 50%に満たない附属機関等の所管課に対して、女性の参画を促すために助言をしているとのことだが、その助言の内容と助言後に何か変化があったのか知りたい。

事務局・・・女性の参画率が 50%に満たない附属機関等がどのくらいあるのかは、今は手元に資料が無く回答ができない。助言の内容は、例えば「団体の代表が男性なら、代表ではなく女性の職員を推薦するよう打診できないか」というようなものである。助言の結果、事前協議時よりも女性の参画が増えたという所管課もあれば、変化がなかった所管課もある。

参加者・・・事務局の資料 3 のとおり、めざす姿 1 に対する評価結果を B とするにしても、市の附属機関等における女性の参画率が 34.0%なのは実に大きな課題である。女性の参画率を 50%にすることを念頭に置くと、今後の方向性が「無作為抽出方式による市民委員等公募制度を活用して人材発掘をしていく」という表現では甘いと思う。目標値を明記した方が今後のためになるのではないか。

■ めざす姿 2 について

参加者・・・事務局の資料 4 の中に「若年層」という表現が用いられているが、高校生も若年層に含まれるのか。

事務局・・・高校生も若年層に含むものとして想定している。

参加者・・・性暴力の啓発はどの年代の女性に対しても必要なことである。しかし、中高生のデートDVや 10 代の望まない妊娠などが社会で問題になっていて、こうしたことが女性の貧困につながっている。だから、中高生の段階での取組が特に必要だと思う。若年層という表現では、小学生も含まれるように感じてしまう。

参加者・・・若年層には未成年や成人以前というニュアンスが含まれているように想像するが、若年層の定義はあるのか。

参加者・・・青少年若者課での取組は 15 歳から 39 歳までを対象としているとのこと、これが若年層の定義なのか。

事務局・・・青少年若者課の取組は若者が対象で 15 歳から 39 歳までとしている。ここでは若年層を定義していないが、未成年や学生などを想定している。

参加者・・・若年層が表す年齢を明確にした方が、訴求力も高まり、わかりやすいのではないかと。若年層のイメージは人によって差があるようだ。必要であれば、「未成年」や「18歳まで」と明記した方がよいのではないかと。

事務局・・・事務局では、前回の会議での「性暴力を防止するための取組は若年層に限らず幅広く行った方がよいのではないかと」という指摘を踏まえて資料を修正したが、元の形に戻した方がよいかと。

参加者・・・被害者が「自分が受けた被害は性暴力ではない」と決めつけてしまうことがないように何が性暴力にあたるのか知ってもらうための取組や意識啓発が必要であると。

参加者・・・聖職者による子どもへの性暴力が社会で問題になっている。性暴力は、大人になって初めて、それが性暴力だったと気が付くものである。子どもに対する性暴力を防止するためには、大人が性暴力だと認識して声に出せる環境をつくる必要があると。子どもは被害を声に出すことが難しい。広く意識啓発を行うことが重要だと。これは21世紀最大の問題になるといえる。子どもへの性暴力が先進国で次から次へと明らかになっている。こうした状況の中での計画である。今が転換期ではないかと。

参加者・・・若年層という記載に戻すのではなく、今日の議論を踏まえて、うまく両方を加味した記載にしてほしいと。

参加者・・・性暴力を防止するための取組は15歳からを対象にするのではだめだと。子どもの時にきちんと教えないといけないと。しかし、学校では踏み込んだ性教育ができないので、学校ではないところでやる必要があると思うと。日本では幼児期からの性教育が進んでいないと。だから、男女共同参画課でリードしていくことが必要だと思ふと。

事務局・・・資料4には参加者の意見として、「学校以外でも性教育をやる必要がある」と掲載しており、市でも小学校高学年の女兒と女性の保護者を対象に、性について学ぶ講座を実施している。普段は親子で話づらい内容でも一緒に学ぶことができるので、ぜひ参加したいという人もいる。学校や保育園・幼稚園で踏み込んだ性教育を一律に行うことが難しいということであれば、市や民間の取組で広げていければと思ふと。

■ めざす姿3について

参加者・・・学童保育所が増えているのは良いことだと思ふと。しかし、量の確保から質の確保に向けて取り組んでいくという方向性であるのは、質に問題があるという認識なのか。施設によって質に差があるということかと。

事務局・・・量の確保から質の確保に向けて取り組んでいくのは、学童保育所ではなく保育園のことである。保育園は希望者が全員利用できるだけの定員を確保しているのと、施設を新た

に増やしていくのではなく、施設の老朽化に伴う改修工事をする際に定員増を図る。

参加者・・・保育の質を確保するために、どの施設でも保育内容を統一してしまうのでは心配だと思った。

参加者・・・量の確保から質の確保に向けて取り組むのがよいのかは疑問である。新型コロナウイルス感染症の影響下で多くの女性が休職している。学校が休校になり子どもが家にいることで外に働きに行けない女性が増えて、市町村の待機児童は減ったのではないか。保育園の定員は充足していると捉えるべきか今後ちゃんと状況を見て行ってほしい。女性は、男性と比較して失業率が高い。新型コロナウイルス感染症の影響下で、仕事ができずに専業主婦になってしまった女性が失業率に反映されていないのではないか。女性が労働市場から撤退してしまっていないか状況把握をお願いしたい。今の時点で判断するのは時期尚早ではないかと思う。

参加者・・・保育園には若い先生とパートの先生ばかりで心配だという話をよく聞く。保育の質もどこかで検討してほしい。

参加者・・・子どもが家にいて外に働きに行けない女性が増えているが、仕事を休むとお金がなくなるため、働きに行かざるを得ない女性もいる。こうした時に、上のお姉ちゃんが下の子どもの世話をする例はあるのに、お兄ちゃんが世話をする例はない。「女の子に世話をさせる」という意識があるのが現状だと思った。

参加者・・・新型コロナウイルス感染症の影響下で、就労と両立するためにきょうだいの世話をする女の子の生活時間が確保できているのかという問題がある。また、日本だけではなく、世界的にも女性の就業が厳しくなっている。この2年で男女共同参画が逆行したのが色々なところに表れてきている。

参加者・・・国の調査では、新型コロナウイルス感染症の影響下で仕事と家庭のバランスがとれるように人々の意識や行動に変化がみられている。この方向に進んでいくとよいが、新型コロナウイルス感染症が収束した時にどんな社会になっているのか想像がつかない。注意深く見ていった方がよいと思う。

参加者・・・市男性職員が育児休業を取得する期間は1か月未満が大半を占めているとのことだが、民間ではもっと期間が短いのではないか。市では育児休業を長期にわたって取得できるように工夫していないのか。

事務局・・・市の制度上は1か月でなくても育児休業を取得できることになっていて、本人が期間を決める。育児休業中に収入が減ってしまうため1か月以内としたと言う職員もいる。それぞれの家庭の事情を踏まえて、本人が育児休業を取得する期間を決めている。

参加者・・・市では、男性職員が育児休業を取得する期間が1か月未満なのが大半であることを「賞与

の支給率や昇格試験に影響を及ぼすためではないか」と分析しているが、長期の育児休業を取得することで昇格試験の受験資格を得られるのが遅れてしまうなんてことがあるのか。そうだとすると、男性よりも育児休業を長く取得する女性は大変だと思う。賞与も育児休業を取得すると減らされるのか。今の制度を変える予定はないのか。

事務局・・・給与制度は国に倣う必要があるので、市独自で制度を変えることはできない。

参加者・・・市独自の給付金の制度を設けることは可能ではないか。

事務局・・・市民の理解が得られない。

参加者・・・私自身が子育てをしていた時は、育児休業を取得している期間は無給だったので大変だった。当然、子どもがほしくても持てない。育児休業を取得する期間における金銭的な補完について、少しでも国が動き出さなければならないと思う。

参加者・・・この意見に賛成する。今の社会の少子化は、なるべくしてなったと認識している。「子産み子育て罰」というのがあって、子どもを産んだ人が損をする社会になっている。だから、みんな子どもが持てない。それを変えないと日本の経済も成長しないと声を大に言いたい。

市男性職員の育児休業の取得率が48%になったのは良いことである。ぜひ、100%になるまで頑張ってもらいたい。